

1 個別避難計画の作成（法49条の14～17新設）【令和3年5月20日施行】

- ① 市町村は、避難行動要支援者に避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成する様、努力しなければならない。
- ② 個別避難計画の作成にあたっては、市町村が個別避難計画の作成について優先度が高いと判断する者について概ね5年以内に計画作成を実施されたい。
- ③ 市町村は、個別避難計画の作成および情報提供にあたり、避難行動要支援者本人からの同意をえなければならない。
- ④ 個別避難計画には、次に掲げる事項を記載、または記録する。
 - ・ 避難行動要支援者の情報（氏名、住所又は居所、電話番号等連絡先、支援が必要な理由等）
 - ・ 避難支援者等の情報（氏名または団体の名称、住所又は居所、電話番号、その他の連絡先）
※避難支援者等と連絡がとれる程度の記載でよい。
 - ・ 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項
 - ・ その他、避難行動の実施に関し市長村長が必要と認める事項
- ⑤ 改正法施行前に作成された支援プラン等は、改正法施行後の個別避難計画の記載内容に相当している場合に限り、新たに個別避難計画を作成する必要はない。

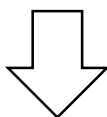
2 逗子市の避難行動要支援者の定義【逗子市避難行動要支援者避難支援計画（令和6年6月改訂）】

- 1 要介護認定結果が要介護3以上でかつ、ひとり暮らしの高齢者
- 2 身体障害者手帳を所持している者のうち「肢体不自由（1～2級）」の者
- 3 身体障害者手帳を所持している者のうち「聴覚障害・平衡機能障害」の者
- 4 身体障害者手帳を所持している者のうち「視覚障害」の者
- 5 療育手帳Aを所持している者
- 6 精神保健福祉手帳1級を所持している者
- 7 妊産婦
- 8 乳幼児（3歳以下）
- 9 日本語の理解が十分でない外国人
- 10 地域が災害発生時に支援が必要と認められた者
- 11 1から9に準じる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

3 市町村が主体となって作成する個別避難計画の対象者

下記の要支援者で個別避難計画を作成することについて同意した者

- 1 要介護認定結果が要介護3以上でかつ、ひとり暮らしの高齢者
- 2 身体障害者手帳を所持している者のうち「肢体不自由（1～2級）」の者
- 3 身体障害者手帳を所持している者のうち「聴覚障害・平衡機能障害」の者
- 4 身体障害者手帳を所持している者のうち「視覚障害」の者
- 5 療育手帳Aを所持している者
- 6 精神保健福祉手帳1級を所持している者



上記うちの①から③のいずれかに該当する避難行動要支援者

- ① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度想定）
- ② 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な方
- ③ 独居等の居住実態（家族が高齢者や障がい者等であつたり世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合、昼間独居など本人がひとり残されて被災する等）